

# ひまわり



会報 3 8 号

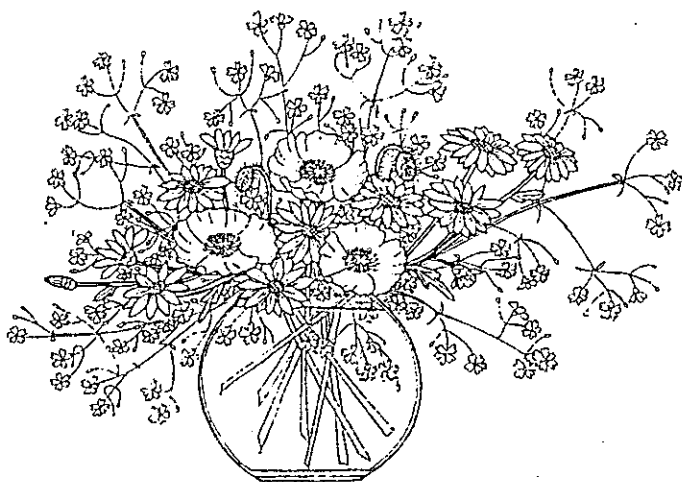
HSK 昭和48年1月13日 第三種郵便物許可 1998年5月10日発行HSK通巻314号

編集/再生不良性貧血患者と家族の会 発行/北海道身体障害者団体定額刊行物協会

日々の暮らしの中で、生活に追われながら自分の体調に一喜一憂しているうちに一年がアツという間に過ぎてしまいました。

一年に季節があるように、会の運営にもその都度決まった行事があって、それぞれの役員の皆様がんばっている中、私は何をどうすればよいのか思いあぐねているうちに、一年の決算と来年度の予定を考えなければならない時が来ました。役員の皆様にすっかり頼っていた一年であったと反省しきりです。

世の中の情勢は厳しくなるばかりの様で、私たち患者も静かに療養生活を送ってはいられない様で、社会に向かって声をあげなければ与えられていた権利も失くしてしまう弱肉強食の時代の様です。この再生不良性貧血の会の皆様の声を社会に向かって伝える役目を果たし、患者一人一人の声をすくい上げていける会にしたいと思ひながら暗中模索の状態です。その為にも、患者、家族の皆様のご意見、ご質問ご要望をお聞かせていただき、これからの会の運営の参考にさせていただきたく思っています。一年に一度の総会です。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。



野村幸子

## お 知 ら せ

### ◆ 定期総会

再生不良性貧血部会の第25回定期総会を行います。1年間の行事を決める大事な会議です。是非ご参加下さるようお願い致します。

又、日頃の不安や悩み等をご相談下さい。多数の参加をお待ちしております。

### 記

日 時 平成10年6月6日(土)  
午後1時～4時

場 所 札幌市中央区南4条西10丁目  
☎ (011) 512～3233  
北海道難病センター

尚、会場準備のため5月30日までに同封のハガキでご連絡下さい。

出席の際には、会報38号をご持参下さい。

# 再生不良性貧血患者と家族の会

## 第25回定期総会

日時：平成10年6月6日（土）

PM1時～PM4時

場所：北海道難病センター

### プログラム

1. 会長挨拶
2. 議長選出
3. 平成9年度活動報告
4. 平成10年度活動計画案
5. 平成9年度決算報告
6. 平成10年度会計予算案
7. 役員改選
8. 会員の自己紹介および近況報告
9. 医療相談会      PM3時～      北大第3内科 桜田先生予定

## 平成9年度活動報告

5月10日	会報ひまわり36号発行	
5月31日	再不貧の会第24回定期総会	(難病センター) 12名参加
6月2日	JPC活動	1名参加
6月29日	難病連札幌地区合同レクリエーション	(北大苫小牧演習林) 4名参加
7月26日	難病連第24回全道集会	(札幌かでの27) 6名参加
7月27日	”	”
9月6日	再不貧の会医療キャンプ	(定山溪) 9名参加
9月7日	”	”
10月5日	会報ひまわり37号発行	
10月10日	JPC全国一斉街頭署名	(3名参加)
12月14日	難病連クリスマスパーティー	(エンペラー) 12名参加
3月7日	難病連チャリティーバザー	
3月8日	”	

## 平成10年度活動計画

- 5月 9日 会報ひまわり38号発行
- 5月16日 難病連総会
- 6月 6日 再不貧の会第24回定期総会と医療相談会 (難病センター)
- 8月 1日 難病連第23回全道集会 (登別)
- 8月 2日 " ( " )
- 8月21日 会報ひまわり39号発行
- 9月 5日 再不貧の会医療キャンプ (富良野)
- 9月 6日 " ( " )
- 10月10日 JPC全国一斉街頭署名
- 10月25日 医療講演会 (北大第3内科 桜田先生予定)
- 11月14日 JPC全国集会
- 11月15日 "
- 12月13日 難病連チャリティクリスマスパーティー
- 3月上旬 難病連チャリティバザー

科 目	97年度予算	97年度決算	摘 要
事業費	480,000	370,428	
総会・大会費	40,000	27,403	第24回総会12名参加 交通通信等
第24回全道集會	20,000	12,500	第24回全道集會6名参加
医療講演会	30,000		
検診相談会	20,000		
機関紙・誌費	50,000	33,391	会報36-37号作成 印刷、通信費等
指導パンフ	20,000	18,540	（ホリ）600部作成
研 修 会	30,000		
ワ・交流会費	200,000	206,779	定山後9名 X 2211名参加
実態調査費	20,000		
地区育成費			
相談員補助			
活 動 費	50,000	76,815	JPC国会請願 教野 31香典 所野 31香典 文交 31香典
負担金	137,000	131,000	
全国会負担金			
維持維持会費	130,000	126,000	
HSK負担金	2,000	2,000	第3種郵便認可の負担金
その他の負担金	5,000	3,000	JPC協会の会費
維持運営費	75,000	42,461	
事務局費	20,000	5787	事務局 諸筆費
事務消耗品費	10,000	5,289	7-78リポーターフ°他
通 信 費	20,000	15,210	役員と会員への連絡等
交 通 費	15,000	15,000	全上
資 料 費	5,000	1,000	血友病記念誌
雑 費	5,000	175	360代 振込料
積立金支出		100,000	25周年記念大会積立
予備費	8,067		
次期繰越金		33,993	
支出合計	740,067	695,882	

1997年度

## 部会決算報告書

自: 1997年4月 1日

至: 1998年3月31日

## 部会名 再生不良性貧血部会

## ❖ 収入の部

科目	97年度予算	97年度決算	摘要
会費収入	144,000	144,400	3,600 × 29% 50%、58%
賛助会費収入	3,600	3,600	3,600 × 1%
上部団体助成金収入			
配分交付金収入	359,000	355,000	道難病連配分交付金
参加費収入	100,000	90,500	深山溪 9名 X 22 11名 50%
寄付金収入	10,000	14,600	会員より
協力会還元金収入	10,000	12,750	道難病連協力会 会費 2千円 50%
募金箱還元金収入	10,000	2,985	道難病連募金箱 50%
署名募金還元金収入	10,000	200	JPC国会請願署名募金 20%
販売事業収入	40,000	26,306	ピル券 正月飾 225%
その他の事業収入	3,000	2,500	全道集会広告
受取利息収入	500	74	銀行利子
雑収入			
難病連事業参加助成金収入		28,000	JPC総会国会請願行動費
積立金取崩収入			
前期繰越金	49,967	49,967	
収入合計	740,067	695,882	

## ❖ 支出の部

科目	97年度予算	97年度決算	摘要
会議費	40,000	18,000	
役員会費	20,000	18,000	活動計画及会計予算作成他
中央会議費			
難病連会議	20,000		



1998年度  
部会会計予算書

自：1998年4月 1日

至：1999年3月31日

## 部会名 再生不良性貧血部会

## ✪ 収入の部

科目	97年度決算	98年度予算	摘要
会費収入	104,400	144,000	3,600 × 40人
賛助会費収入	3,600	3,600	3,600 × 1人
上部団体助成金収入			
配分交付金収入	255,000	218,000	道難病連配分交付金
参加費収入	90,500	120,000	医療費助成金道委員会 × 22人
寄付金収入	14,600	10,000	
協力会還元金収入	12,750	10,000	道難病連協力会
募金箱還元金収入	2,985	10,000	道難病連募金箱
署名募金還元金収入	200	10,000	JPC国会請願署名募金
販売事業収入	26,306	40,000	正産物、花火、お土産、30-70等
その他の事業収入	7,500	3,000	協賛広告
受取利息収入	74	500	
雑収入			
難病連事業参加助成金収入	28,000		
積立金取崩収入			
前期繰越金	49,967	23,993	
収入合計	695,882	703,093	

## ✪ 支出の部

科目	97年度決算	98年度予算	摘要
会議費	18,000	40,000	
役員会費	18,000	20,000	各行事打ち合わせ及活動計画、会計予算
中央会議費			
難病連会議		20,000	

科 目	97年度決算	98年度予算	摘 要
事業費	370,428	445,000	
総会・大会費	27,403	40,000	第25回総会
全国道集會	12,500	20,000	第25回全国道集會(登別)
医療講演会		20,000	杉田先生予定
検診相談会		20,000	全上
機関紙・誌費	23,391	50,000	会報3回予定
指導パンフ	18,540	20,000	1冊4作分
研 修 会		15,000	
ゆ・交流会費	201,779	200,000	医療交流7°(富良野)、Xマ
実態調査費			
地区育成費			
相談員補助			
活 動 費	76,815	50,000	TPC 肝炎、老年会者支援等
負担金	131,000	131,000	
全国会負担金			
経理維持会費	126,000	126,000	
HSK負担金	2,000	2,000	
他の負担金	3,000	3,000	TPC協力会費
維持運営費	42,461	75,000	
事務局費	5,787	20,000	事務局経費等
事務消耗品費	5,289	10,000	事務用品
通 信 費	15,210	20,000	役員及会員の連絡等
交 通 費	15,000	15,000	全上
資 料 費	1,000	5,000	書籍
雑 費	175	5,000	
積立金支出	100,000		
子備費		12,093	
次期繰越金	33,993		
支出合計	695,882	703,093	

## ＝ 肝炎訴訟を励ます北海道大集会 ＝

3月12日肝炎患者の救済をめざして

肝炎訴訟を励ます3. 12北海道大集会が札幌カデル2. 7にて行われました、

この訴訟は、注射針や筒を一人毎に取り替えない集団予防接種によってB型肝炎に感染した患者が原告となり、予防接種を行った国に対して損害賠償を求めているものです。

HIV訴訟で国は非を認め和解に応じましたが、この肝炎訴訟についても一刻も早くその非を認め、一日も早い肝炎患者の救済を求めるものです。

当日は肝炎患者、難病患者、一般市民等、多くの参加がありカデルホールは満席となり、関心のたかさが伺われました。

東京HIV訴訟原告団元副代表の川田悦子さんの講演では厚生省が犯した大罪、薬害エイズに苦しむ龍平君や、多くの患者、ご家族のひとつひとつの言葉が参加した方々の涙を誘い、国の過ちはけっして許してはいけない、肝炎訴訟も絶対に勝利を、と会場は心が一つになりました。

他人事ではなく、何時自分の事となるかわからない、そして北海道難病連で一緒に行動する仲間として、今後の肝炎訴訟みまもり、一人でも多くの方にこの訴訟を支援していただきたいと思います。

## 肝炎訴訟の結審を一日も早く

秋元郁子

エイズ訴訟のニュースがマスコミに登場して以来、裁判勝訴、国との和解成立とその道程のご苦勞は、一口に言い難いと想像される。その憤りは、新聞やテレビからよく伝わった。

それは原告の当時予備校生だった川田龍平君のクラスメイトへの勇氣ある告白から始まり、お母さんとの二人三脚による文字通り必死の訴えが天に通じたからであると思われる。

それ以前の平成元年6月30日、札幌地裁に訴えたのが肝炎訴訟である。当初、やはりマスコミにも取り沙汰された。

原告の5名の肝炎患者と同じ友の会の一員であり、すでにB型肝炎ウイルスによる慢性肝炎を発症していた私は、傍聴席に何度か足を運んだ。

しかし、この8年間のうちに肝硬変へと進行してしまい、気分のすぐれない時は傍聴もままならず、他の患者仲間にはもっと大変な人もいた。

現在、合併症である食道静脈瘤をこの2月に発見され、入院治療が始まった矢先、エコーとCT検査の結果、肝癌の疑いがあると告知され、その治療が優先するため医師にすべてを委ねながらも、不安の日々を過ごしている。

肝硬変はいまだに治療法がなく、その進行を阻止できないため、癌になっていないかどうかの定期検査はしても、癌予防法も確立されていない。ただ唯一の救いは、この病院の医師や看護婦さんが日夜研鑽をつみ、肝炎の治療と延命のため、公私の区別なく応援してくれていることである。

私の肝臓に巣くっているウイルスによる肝炎は、遺伝によるものではなく、手術の際の輸血でもなく、個人の不注意による原因も全く考えられない。戦後、国(厚生省)が全国一斉に行ってきた集団予防接種の針と筒の連続使用によるものしか考えられないという訴えの裁判である。

私の悲願は、国が一日も早くその非を認めてくれることである。それも生命のあるうちにである。

沈黙の臓器と言われる肝臓病で苦しんでいる人々(中には、すでに亡くなられた方も多い)が、2百万人とも3百万人とも言われている。知らないうちに自分の肉体が触まれ、命が削り取られているのを考えると、いつも腹立だしさと悲しさとやりきれなさに襲われる。

この3月、短大と大学を卒業し、社会人として巣立ったわが子の準備一つしてやれず、家事を押しつけている娘と、早朝1時間かけて出勤している主人のことを思いつつ、次の治療を待ちながら、現在入院中である。

## 長い旅路と心の叫び

佐藤 不二子

肝炎訴訟、「何としても勝訴を」という重い荷を背負いながら、一步一步命の灯を求めようやく結審に向かって大きな山場にたどり着くことができました。

長い年月には御協力いただいた方々の姿が次々と消え、今日はあるも明日なき姿を思うと、とても残念で辛い思いがいたします。去る1989年9月28日、第1回口頭弁論の開かれた日はとても肌寒く、傍聴券を得るため屋外に列をなしながら、緊張と寒さのため、私自身傍聴に対しての戸惑いがあり、消せない思い出として残っています。この頃発行されていた、肝炎訴訟を支える会の会報「くまげら」のなかに救済ということに止まることなく「人権思想」、生まれながらにして如何なる場合においても平等に生きる権利のあることを、旗印に進みたいものと記載されていたような記憶が残っております。今日、この頃の行政の在り方を思う時、弱者切り捨ての感が強く、福祉の谷間で生きていかねばならない私たち患者は、行政の力なくしては生きてはいけません。「集団予防接種によるウイルス感染」という行政の貧困さから産み出された病気でありながら、行政によって殺されては余りにも無念ではありませんか？

訴訟も一喜一憂の長い旅路ではありましたが、医療関係者の立証もさることながら、真夏の太陽の照りつける中、そして寒い大雪の日も、私たち肝炎患者の強い意志が大きな力となり傍聴席を埋めつくしながら進んで来て、今裁判の山場を迎えようとしているのです。少しでも実りある判決が出ることを願うものです。

私は患者会の相談コーナーを担当しておりますので、肝炎患者さんたちの生の声を直接聞く場面が多く切実な思いがします。今の厚生省の在り方や、行政に患者はとても敏感で、恐怖を抱きながら、闘病しています。黄疸で黄色くなった皮膚に点滴をしながら、「厚生省の難病患者への自己負担導入の方針は、道もすぐに受入れて、肝炎についての特定疾患も打ち切りになるのだろうか？ そうなったら生きていけないな」とTさんは言いました。肝性脳症のためか、育ち盛りの子供がありながら、40代で職を失い「俺もお母さんのお荷物さ」とうっすらと涙を浮かべて、「話をしてたら元気がでたよ」とにっこり無理な笑顔で病棟へと帰っていったKさんは、「佐藤さんより先には死ねないよ。俺は若いんだから…」と言っていたのに、その2日後家族を残して帰らぬ人になりました。

腹水が溜まった大きなお腹で、一秒一秒命の灯が消えつつあることを知りながら「〇〇さん頑張ろうね」とをのべると、にぎり返してくださったYさん。沢山のご協力ありがとう、心の中では涙が流れます。ある朝病院前に救急車、本人の意志で家族の待つ

故郷、函館で余生を終えたいと手を振って別れて間もなく訃報が届きました。まだ50才でした。

集団予防接種による肝炎ウイルス感染、余りに惨めな、無残な患者の人生のありように、ペン先が曇ります。

私もこれらの方々同様に昨年7月肝癌の治療を受けました。「苦痛と死」の二文字に日々怯えながら余生を送り続けるであろうと…「こんな病気で死にたくない」これが私たち患者の心の叫びです。

厚生省の方たちに私たちの患者の叫びを少しでも届けたい。裁判で勝訴しなければ、この思いは届かないものなのでしょうか？

裁判長もこの裁判の判決がいかに関わりの人生を左右するか、しっかり考えて判決を書いて欲しいものです。

患者の皆さん、生きるために心弛む事なく最後まで頑張り抜こうではありませんか。

## 難病対策の後退を許すな

北海道肝炎友の会会長 佐藤春男

肝炎患者に対する道の医療費公費負担制度は、昭和49年(1974年)から実施されていますが、財政事情を理由に98年度から大幅な受給者の打ち切りや国の制度に準じての患者一部負担が導入されようとしています。

肝炎患者の多くは訴訟でも明らかになっているように、針・筒の連続使用による国が強制実施したズサンな集団予防接種によって感染させられたといっても過言ではありません。

国はその責任を認め、肝炎患者への謝罪と救済をすみやかにこなすべきです。

財政事情を優先させ、公費負担制度を後退させることは絶対に許せません。

肝炎友の会は、他の難病患者や団体、道民のみなさんと力を合わせ、難病医療だけではなく、健保、介護、年金など、社会保障制度全体の後退、切り捨てに反対し、健康と生命を守るためがんばります。

## 私たちの裁判の重み

代表世話人 菊 地 昌 實

8年をかけた私たちのたゆまぬ努力の結果、肝炎がエイズと全く同じ、厚生行政によってつくられた病気、まさに厚生省の犯罪であることが明らかになってきました。このあと、原告の証言、それに対する尋問で、年内に5回の期日が設定されており、今年中に結審、来年早々にも判決が出る見通しとなりました。

いよいよ重大な局面に入ってきました。言うまでもなく、この裁判は、原告、北海道の肝炎患者だけでなく、全国の肝炎患者、さらに本質的には、すべての難病患者にかかわるものです。政府の弱者切り捨て政策が露骨になってきた現在、私たちの裁判はますます重い意味をもってきました。

私たちの力量不足もありましたが、病気の性質もあり、残念ながらエイズ訴訟のように運動が全国に広がって厚生省を追いつめるところまでいっていません。ことからは全国にかかわるのに、札幌だけで孤独な闘いを続けている形です。しかし、弁護団の先生方の粘り強い地道な活動のおかげで、責任逃れに終始する国側をあと一步まで追い込むとともに、肝炎が集団予防接種によって広まった真相は、徐々に国民の間に浸透しつつあります。私たちはこれまでの闘いの成果に自信をもっています。

しかし、本当の闘いはこれからです。私たちは、全国の難病患者の厚生省に対する闘いの先頭に立っているつもりで、この訴訟を全国に広げる努力を続けていきます。

本日の集会もその闘いの一環です。ご参加下さった方々に心から御礼申し上げると同時に、あわせて、全国の肝炎患者を救済する福祉政策を引き出すような判決を要請する、裁判長への陳情署名と、『もう一つの厚生省犯罪…予防接種が広めた肝炎』（かもがわブックレット 600 円)のお求めにもご協力下さるようお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

## 「B型肝炎訴訟の経過と現状」

弁護団 奥 泉 尚 洋

肝炎訴訟は、B型肝炎患者（感染者）5名が原告となり、肝炎ウイルスに感染したのは集団予防接種の際に注射器の針や筒を1人ごとに取り替えないで連続接種を行ったのが原因であるとして、予防接種を行った国に対して損害賠償を求めている裁判です。

B型肝炎ウイルスは血液により感染する病気ですが、乳幼児期にウイルスに感染すると体の中にウイルスが住みつく状態になり（キャリア化）しばらくの間は症状は出ませんが、将来的に慢性肝炎、肝硬変そして肝ガンへと進行していくのです。

B型肝炎キャリアは、厚生省の統計資料でも全国で120万人から140万人いると言われています。また、肝ガンや肝硬変で1年間に4万5000人以上の方が亡くなっていますが（1996年統計）、この中の約4分の1がB型肝炎キャリアであろうと推定されています。

このように多くのB型肝炎の感染が広がった原因はどこにあるのでしょうか。感染経路は血液によるものですから、一般に輸血や滅菌不十分な医療器具の使用により感染すると考えられています。そこで、思い起こされるのが予防接種です。日本においては予防接種が強制的に行われてきましたが、その接種方法は学校や公民館等に生徒や住民を集めて集団で接種する方法が取られてきました。この際、注射器・針を1人毎取り替えるということも行われませんでした。これは私たち自身の記憶にもあると思います。このような、予防接種における注射器・針の連続使用が、B型肝炎ウイルスの感染が広がった大きな原因なのです。

WHOは1953（昭和28）年に、予防接種の際に注射筒・針を連続使用すると肝炎の感染の危険があるとの報告を出していました。この報告は当然日本にも届いていました。しかし、国はこの後も連続接種を止めませんでした。昭和33年の予防接種規則により注射針を1人ごと取り替えるように決めましたが、実際にはこれを徹底させませんでした。

このような国の予防接種行政の在り方を世に問うため、1989（平成元）年6月30日、札幌地方裁判所に訴えを起し、現在まで8年間審理が行われてきました。

裁判の中で、国は、同じ注射の針を連続使用して予防接種をした場合に、B型肝炎ウイルスが感染する可能性があること自体は認めています。しかし、国は、昭和33年の予防接種規則により注射針を1人ごと取り替えるように決めてその方法を励行させてきたこと、予防接種以外の感染原因があり得ること、さらに、B型肝炎の感染のメカニズムが明らかになる昭和40年代後半まではB型肝炎ウイルスが持続的に感染して後に発症することなどは分からなかったことなどから、国に責任はないと反論してきました。



しかし、前記のとおり、1953年のWHO報告は当時の厚生省も認識していたばかりでなく、昭和20年代後半から日本の医学界においても血液を介して感染する肝炎の危険性が論じられ、その原因がウイルスであり持続感染するという知識は常識化していました。そのような状況の中で、厚生省は遅まきながら昭和38年になって注射針を1人ごとに取り替えなさいとの規則を定めましたが、実際には同規則の徹底は行わず、現実には注射針の連続使用を許してきたのです。

このような事実を私たちは、学者証人や予防接種の現場で行ってきた保健婦さんらの証言で明らかにしてきました。さらに、肝炎の病状が極めて悲惨であることや肝炎患者に対する社会的な偏見があることなどの実態も明らかにしてきました。残る争点は、個々の原告の感染原因が予防接種であるかどうかの点です。

私たちはこの訴訟は5名の原告だけの問題ではなく、日本全国のC型も含めた肝炎患者全体の問題だと考えています。予防接種における注射器の連続使用がなければ、これだけ多数の肝炎患者は生まれませんでした。その意味で、国の厚生行政そのものの責任を問う裁判です。多くの方のこの訴訟に対する支援をお願いします。

## 川田悦子さんからのメッセージ

北海道肝炎訴訟を励ます会にお集まりの皆さん。

私たちのたたかいは、今も続いています。薬害エイズのたたかいは被害者が声を上げるところから始まりました。

龍平も勇気を出して、エイズ感染を公表し、薬害エイズ事件を知ってもらおうとしました。でも、公表できなかった人が勇気がないなどと考えてはいません。公表できない多くの感染者の苦しみを理解しながら、龍平は公表を決意したのです。

薬害の責任をはっきりさせ、薬害を許している社会をそのままにしないために…。

今回、北海道肝炎訴訟を励ます会の講演を依頼され、ウイルス肝炎と薬害エイズとが少なくない共通点を持っていることを、今さらながら知ることとなりました。

札幌で皆さんとの出会いが、私たちにとっても真実の認識とたたかう勇気がさらに深まる機会となることを心から願っております

### 3.12 肝炎訴訟を励ます北海道大会

## アピール

1989年6月30日、B型ウイルス肝炎患者・キャリア5人が、肝炎ウイルスに感染した原因は国が行ってきた集団予防接種での連続注射にあるとして、国に対して国家賠償を求めました。これが、北海道肝炎訴訟です。

当初から、被告の国・厚生省は「連続注射で肝炎ウイルスが感染する可能性」について否定できませんでした。9年間に法廷では、集団予防接種がすべての国民に強制された実態、昭和20年代後半には連続注射でウイルスによる肝炎が感染することを国が知り得たこと、法律を改正した後も現場では針も取り替えずに連続注射が昭和50年頃まで漫然と続けられた事実、WHO（世界保健機構）の警告を受け欧米並みに「注射筒も一人一人取り替えるよう」通達を出してまだ10年しか経っていないことなど明らかになりました。

そして、ウイルス肝炎患者が社会的に差別を受けたり、医療費と肝ガンの恐怖に苦しめられていることも明らかになりました。

また、この間傍聴に参加した少なくない肝炎患者が、肝ガンでこの世を去っています。

この裁判は原告5名だけの問題ではなく、わが国すべての肝炎患者の問題であり、全肝炎患者を救済することが実現されてはじめてその目的を達成するものです。

しかも今、国は医療・福祉の分野での施策を大きく後退させています。わずかに地方自治体で息づいてきた肝炎公費医療制度も一斉に切り崩されようとしています。いよいよこの裁判も、本年12月に結審となる予定です。

肝炎患者の救済を求めて、本日このかでの2・7に参集した私たちは、残された期間にすべての肝炎患者救済に道を拓く判決をかちとるため、決意を新たにしました。

全国の肝炎患者の皆さん、国民の皆さんに訴えます。是非、私たちとともにこの訴訟に支援をお寄せ下さい。すべての肝炎患者を救済するための私たちの活動にご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

1998年3月12日

## 養育キッズのお知らせ

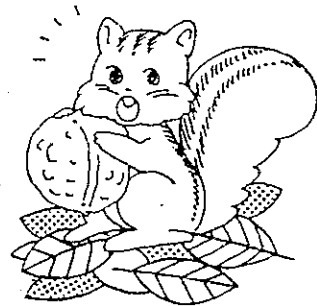
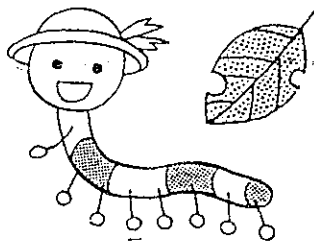
秋には、日頃お世話になっている家族と一緒に、療養をかねて一泊二日の富良野観光を計画しています。尚、出欠のご案内を後日郵送致しますので、会員並びに家族の皆様方の多数のご参加お待ちしております。

### 記

日：時 平成10年9月5日(土)～6日(日)  
場 所 富良野市北の峯20-8  
プチホテル ベルヒルズ ☎0167-22-5200  
集合場所 札幌そごう 1階南側玄関 札幌市中央区北5条西2丁目1  
又は現地  
集合時間 14時  
交通手段 自家用車及びマイクロバス  
参加費 大人7千円

## 9月6日市内観光の予定

朝食後9時出発  
↓  
チーズ工房  
↓  
麓郷の森 「北の森から」ロケ地 黒板五郎の石の家  
↓  
ジャム園 共済農場  
↓  
美瑛 拓真館 (前田 真三)  
↓  
昼食後2時出発



## 運営協力会にご協力下さい

北海道難病連と加盟団体の運営を安定させる為には、定期、定額の収入が必要です。一万人の協力者がいると、2千万円の財源となります。資金は、難病集団無料検診、相談会、医療講演会、機関誌「なんれん」の発行、陳情、請願、PR活動、疾病別患者会、地域支部の活動、事務局の運営その他に活用させていただき、加入者の皆様には、北海道難病連の機関誌「なんれん」、集会、レクリエーション、チャリティバザーなどの各種ご案内、その他の情報をお届けします。

ご家族、知人、友人、協力会社の方々に、ご協力の程をお願い申し上げます。

年間一口2千円（法人、会社は一万円）

<申込み先>

札幌市中央区南4条西10丁目

(財)北海道難病連

☎011-512-3233

## 会費納入のお知らせ

皆様からの会費は、会の活動を支えていく源です。まだ納入されていない方は、お手数ですが郵便局より振替用紙にて下記までお振込み願います。

※口座名義 再不貧の会

※口座番号 02790-9-19577

※金額 3600円